

宗像市スポーツ推進条例（骨子）

市民の主体的・自発的な取り組みへの想いを込め、市民自らが制定することを念頭に置いた条例

前文（基本理念を強調）

- ✧ 健康で文化的な生活を営むことはすべての人に等しい権利
- ✧ スポーツは、健康で充実した生活につながる大きな一歩
- ✧ スポーツは、地域の一体感や住民生活の活力を醸成し、まちづくりに寄与する力を育む
- ✧ スポーツに親しむことができる生活環境は、文化的な豊かさの表れ
- ✧ 宗像市を、なお一層幸福で豊かに生活できるまちにするのは市民すべての願い
- ✧ 宗像市民は、スポーツによる新たな風土を根付かせ、「スポーツで笑顔・元気あふれるまちづくり」を実現するために、条例を制定

目的

市民、スポーツ関連団体及び事業者の役割並びに宗像市の責務を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

スポーツは、年齢を問わず全ての市民一人一人が生涯にわたりその適性及び健康状態に応じて、自主的かつ自発的にスポーツに親しむことができるよう推進されなければならない。

スポーツは、とりわけ心身の成長過程にある子どもにとって、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるとの共通認識の下、推進されなければならない。

スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

スポーツは、市民、スポーツ関連団体、事業者及び市が、それぞれの役割及び責務を理解し、相互の信頼の下に協働して推進されなければならない。

スポーツは、スポーツ関連活動を通じて、市民や他地域の人々との交流を促進し、地域経済の活性化及び市のイメージ向上につながるよう推進されなければならない。

スポーツの推進に関する役割及び責務の明確化

市民、スポーツ関連団体（体育協会、民間スポーツ施設等）及び事業者（スポーツ関連団体には含まれない事業活動を行う会社、介護施設、病院等）については、それぞれに応じた役割を明記する。

市については、市民、スポーツ関連団体、事業者の役割よりも強い責務として明記する。

【市民の役割】

スポーツによるまちづくりに向け、相互に連携してスポーツ関連活動（スポーツをすること、若しくは観ること又はこれらを支援すること）に参画する。

【スポーツ関連団体・事業者の役割】

スポーツによるまちづくりの一翼を担っていることを自覚し、市民のスポーツ関連活動を支援する。

* スポーツ関連団体は、スポーツの推進に主体的に取り組む。

* 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境づくりに努める。

【市の責務】

- ・市の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・スポーツ関連活動に関する環境を整備するよう努める。
- ・スポーツの推進に向け、市民、スポーツ関連団体及び事業者の総合調整を図る。
- ・スポーツの推進に関する施策を実現するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

スポーツ推進計画

スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定する。

推進計画を策定し、または変更したときには、これを公表する。

スポーツ推進審議会

スポーツ基本法第31条に規定するスポーツ推進審議会等として、宗像市スポーツ推進審議会を設置する。

顕彰

スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を実施する。